

文部委員會議録第二十六号

昭和二十九年四月二十日(火曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 相川 勝六君 理事 竹尾 式君

理事 長谷川 峻君 理事 田中 久雄君

理事 野原 豊君 理事 松平 忠久君

伊藤 郷一君 坂田 道太君

世耕 弘一君 原田 憲君

町村 金五君 辻原 弘市君

山崎 始男君 小林 信一君

出席政府委員

文部政務次官 福井 勇君

文部事務官(大 學事務局長) 稲田 清助君

文部事務官(調査局長) 小林 行雄君

文部事務官(管理局長) 近藤 直人君

委員外の出席者

専門員 石井 勘君

専門員 横田 重左衛門君

四月十四日

金子與重郎君辭任につき、その補欠

として松浦周太郎君が議長の名で

委員に選任された。

同月十五日

委員熊谷憲一君辭任につき、その補

欠として三浦實之助君が議長の名

で委員に選任された。

同日

委員三浦實之助君辭任につき、その

補欠として熊谷憲一君が議長の名

で委員に選任された。

同月十六日

委員横路節雄君辭任につき、その補

欠として三浦實之助君が議長の名

で委員に選任された。

同月十六日

欠として辻原弘市君が議長の名で

委員に選任された。

同月十九日

委員熊谷憲一君辭任につき、その補

欠として田中久雄君が議長の名で

委員に選任された。

同月二十日

委員松浦周太郎君辭任につき、その

補欠として今井耕君が議長の名で

委員に選任された。

同日

理事町村金五君の補欠として田中久

雄君が理事に当選した。

四月十六日

文部省関係法令の整理に関する法律

案(内閣提出第一五三三号)

同日

学校給食法制定の請願外一件(中原

健次君紹介)(第四四八二号)

同外一件(大村清一君紹介)(第四四

八三三三号)

同(大村清一君紹介)(第四四二五

五五五五号)

学校給食法制定等に関する請願外四

件(大村清一君紹介)(第四四八四

号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十七日

教職員の政治活動制限法案反対に関

する陳情書(横浜市教職員組合戸塚

支部東戸塚小分会長猪熊重二)(第二

八二二二号)

同(長崎県議会議長岡本直行)(第二

八二二二号)

する陳情書(高知県議會議長岡村三

省)(第二八二三号)

教職員の政治活動制限法案反対に関

する陳情書(飯田市議會議長代田源

六郎)(第二八八二二二号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

理事の互選

へき地教育振興法案(内閣提出第一

三三三三号)

文部省関係法令の整理に関する法律

案(内閣提出第一五三三号)

学校教育に関する件

科学技術に関する件

同日

町村金五君より理事辭任の申出があ

ります。これを許可するに御異議ござ

いませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○辻委員長 御異議なしと認めます。

よつて許可するに決しました。

これより理事の補欠選挙を行いま

す。先例により委員長において指名い

たしたいと存じますが御異議ござい

ませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○辻委員長 御異議なしと認めます。

よつて私より田中久雄君を理事に指名

いたします。

○辻委員長 次に文部省関係法令の整

理に関する法律案の提案理由の説明を

聴取いたします。福井政務次官

文部省関係法令の整理に関する法

律案

文部省関係法令の整理に関する

法律

左に掲げる法令は、廃止する。

一 古器旧物保存方(明治四年太

政官布告第二百五十一号)

二 社寺境内樹木濫伐禁止の件

(明治六年太政官布告第二百三

十五号)

三 官立府県立師範学校卒業生の

徴兵に関する件(明治二十二年

法律第八号)

四 市町村立尋常小学校費臨時国

庫補助法(昭和七年法律第二十

三三三三号)

附則

この法律は、公布の日から施行す

る。

○福井政府委員 今回政府から提出

いたしました文部省関係法令の整理に

する法律案について、提案の理由及び

内容の概要を御説明申し上げます。

明治時代以降に制定された法令のう

ちには、すでに実効性がなくなつたに

もかわらず、形式的な廃止の措置を

講じていないものが若干残つておりま

す。

これらの法令について、今回各省所

管の法令を通じて検討の結果、法令の

整理という見地から廃止の措置を講ず

ることになりました。従つて文部省関

係の法令についてはこの整理に関する

法律案を提出いたしましたのであります。

ついで簡単に御説明申し上げます。

第一に明治四年太政官布告で出され

ました古器旧物保存方は、古器旧物の

類を厚く保全しなければならぬ旨の

布告でありまして、これは今日すでに

文化財保護法の制定によりまづたく実

効性を失つてゐるものであります。

第二に明治六年太政官布告で出され

ました社寺境内樹木濫伐禁止の件は、

社寺境内の樹木は地方庁の許可を受け

なければ社寺修繕等に用いるためにも

みだりに伐木してはならない旨の布告

でありまして、今日では実情に即さな

いと考へられるものであり、この際廢

止することが適當であると思われま

す。

第三に官立府県立師範学校卒業生の

徴兵に関する件は、當然実効性のない

ものであります。

第四に市町村立尋常小学校費臨時国

庫補助法は、昭和七年度から昭和十年

度まで市町村立小学校の經常費の一部

を国庫が支出する旨の法律でありまし

て、現在ではまづたく適用の余地のな

いものであります。

以上この法律案を提出しました理由

と、廢止しようとしたします法令につ

いて御説明いたしました。何とぞ御審

議の上すみやかに御賛同を賜わらんこ

とをお願い申し上げます。

○辻委員長 次にへき地教育振興法

案、盲学校及びろう学校への就学奨励

案、盲学校及びろう学校への就学奨励

案、盲学校及びろう学校への就学奨励

係法律の整理に関する法律案、文化財保護法の一部を改正する法律案、学校給食法案、文部省関係法令の整理に関する法律案、以上七案を一括して議題といたします。質疑を許します。伊藤郷一君。

○伊藤(郷)委員 私はいまだ上程になりまして、へき地教育振興法案につきましても、たゞいまいついたことだけに限りまして若干お尋ねしてみたいと思います。

このへき地教育振興法案は恵まれたない豊山漁村の僻地の教育を盛んにして、ほんとうの文化国家をつくる力を末端までに行くといい熱望からいたしました。長い間要望されておつたのでございますが、今回幸いにも政府提案の形で上程されましたことは、まことに関係者として喜びにたえない次第でございます。

思えば昨年の七月末全国の僻地教育振興の大会がございまして、八月国会の終りでございしましたが、当委員会において僻地教育振興の決議案が通り、両院も通過したのでございます。その後その熱望は引続き高まつて参りましたが、あたかも政府の緊縮予算編成等とちか合ひまして非常に前途が憂慮せられたのでございます。国会におきましても僻地教育振興国会議員連盟が組織せられましてこの運動が続いて参りました。とうとうこういふ法案が上程せられたので、先ほど申しましたようにまことに喜びにたえません。ただしこれから、せつかく出たものではございませうけれども、われわれ完璧を願うわけでございますが、もう少し骨のある、もつと強く僻地に光明を与えるよ

うな点がほしい、かように思うのでございします。

まず第一に第一条の、目的でございますが、この法律は、教育の機会均等の趣旨に基き、かつ、へき地における教育の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体がへき地における教育を振興するために実施しなければならない諸施策を明らかにし、もつてへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする。とあるのでございまして、一応これでいいように思いますが、しかし一番あとの「もつてへき地における教育の水準の向上を図ることを目的とする。」というところになりまして、印象をいたしましては、いくら僻地の教育の水準の向上をはかつて行つても、常に僻地以外の教育の水準の方が上であつて、絶えずそこへ追いつくように努力して行くといつたような、いつまでも教育上の僻地というものが残つて行くんだというふうな弱い感じが与えるのでございします。もちろん地理的、地域的に僻地は将来とも残るものではございしませんが、少くとも教育上の僻地というものはわれわれ解消して行かなければならぬ、そういう意味で終りの方をもう少し改めて、僻地における教育を充実しなければならぬとかいうふうにしたらいと思ふのでありますが、文部当局はこの僻地教育というものを、いつまでも後進性のままにして行くという語解がございしますが、そういうふうな考えでおられるのか、水準に追いついた後は同じスタートから僻地以外の教育とともに高めて行くのか、どういふお考えかお聞きしたいと思ひます。

○福井(勇)政府委員 まず伊藤委員より今回政府提案をいたしました本案について非常な喜びを述べたことは、政府側として非常に意を強うするものであります。

なお法律案に規定されました施策を實施すれば、振興策としてはこの法律で十分であるかどうかというふうな大綱の御質問であります。この法律案に規定された施策を實施すれば、僻地教育振興策として十分であると毛頭考へておりません。むしろ僻地教育振興のために、まさに第一歩をこれで行き出したという私たちの考えでございます。今後速急に具体化しなければならぬ施策をいたしましては、目下研究を進めていく段階であります。したが、僻地学校についての教員の配当基準の設け、教員の研究旅費の支給、施設の整備、僻地の勤務者の宿舎、冬季分校の整備、巡回診療の完全な実施、通学の支給、巡回診療の完全な実施、通学の困難の除去等でありまして、この法律案に規定された諸施策を国及び地方公共団体が漸次に効果的に実施することによりまして、僻地教育振興のための礎石を築きまして、この上にさらに新しいより強い施策を積み上げて行きたいと思ひます。僻地教育の振興のための施策は、一方において僻地の諸条件の解消を他の行政領域の問題として並行的に解決するとともに、僻地を有する限り教育上の施策をたゆまず実施しなければならぬことと考へますので、一層文部省としても努力する考へてございします。

○伊藤(郷)委員 次に第二条についてお尋ねいたしますが、僻地というものが何であるかということにつきましてはなか／＼定義づけることは困難だと思ひます。停車場から何里離れたか、あるいは學部によつても違ひましようし、困難だと思ひますが、この中で「交通至難」という言葉があるのでございします。この点につきまして、僻地における教職員並びに関係者などは、僻地の意味をこれによつて何か文部省が非常に限定するような意圖を持たれておるのではないかと、いろいろなことを一掃において危惧しておるのでもございします。と申しますのは、あまり強く限定することによりまして、従来もらつておるところの僻地における地域給というふうなものに影響が来るのではないかと、つまり既得権が剥奪されるのではないかと、いろいろなところから心配だと思ひるのでございしますが、その点につきまして、そのような心配はないかどうか、ということも稲田局長にお尋ねしたいと思ひます。

○稲田政府委員 私からお答え申し上げます。現在御承知のように、僻地がいかなるところであるかということとは、僻地手当の支給を受けるというふうな関係上、都道府県が基準を大体きめて、それに基づいて各市町村教育委員会等において決定しておるところでございしますが、やはり給与のことであるので、自然国の給与に準ずるといふようなことを、たゞいま御指摘になりましたこの交通至難という字句も、国の基準に用いておるところが多いのじやないかと考へるわけでありまう。ただ事の性質上、これは全国一律に画一的に定めることは私ども不適当だと考へております。それ／＼島嶼あるいは山間、いろ／＼具体的事情が違つておりますわけでございします。

○伊藤(郷)委員 逐条審議のようになるとになりましたが、第三条の「市町村は、へき地における教育の振興を図るため、当該地方の必要に応じ、左に掲げる事務を行う。」という、その事務については次の事務を行うといふような意味に何の心配もなくす／＼われわれにも了解できるのでございしますが、第六条に参りまして、「国は、市町村が行う第三条第一項第二号又は第三号に掲げる事務に要する経費について、予算の範囲内その一部を補助することとができる。」とある。その第六条にある事務といふ言葉でございします。心配いたして考へますと、事務に要する経費といふから、何かいわゆる事務的の経費といふふうな考へられまして、心配にもなるが、この中には当然教員の住宅をつくる費用の一部を国が今日も補助しておるのでございしますから、そういうふうな意味も、最初の第三条の中にある事務のような意味にも解釈でき、また解釈しなければならぬと思ひるのでございしますが、その点はいかがでございしますか。

○稲田政府委員 たゞいま御指摘になりました第三条及び第六条に掲げております事務といふ言葉でございします。これは行政機関の働きというふうな意味合ひにおきまして、始終法律上の用語として用いておることをここに

そのまゝ用いたわけでございまして、狭義の事務ではございせんので、事業並びに働きというより広い意味に私どもは解釈いたしております。従いまして第六条におきまして「第三条第一項第二号又は第三号に掲げる事務に要する経費」と申しますことは、第三号第一項第二号または第三号の事業に要する経費ということと同一に私どもは解釈いたしておりますし、現に予算といたしまして職員住宅につきましても、また第三号の教育の共同利用の施設につきましても、国が経費助成の予算を計上しておるような点におきまして御理解いただきたいと存じます。

○伊藤(郷)委員 たいだいま稲田政府委員の御説明によりまして、事務という言葉の内容がわれ／＼の一部で心配しているようなものでないということがはつきりしたものでございしますが、あと第三条の一、二、三を見まして、いろいろ／＼うたれておりますが、われわれが僻地教育の振興の立法を考えましたときに一番大事に考えましたことは、あの恵まれぬ農山漁村の僻地にあつて、いわゆる支障と、職員室しかない、あと細い廊下があるという単級学校に何とかして集會室、あるいは屋内体操場と申しますか、そういうものを設けたいということだったのであります。そこそこがその僻地、辺地におけるところの文化の道場になり、公民館も兼ねられるのでありましようし、いろいろの行事もそこで行われる、また同結の慰安の中心になる、こういうふうになつておるのでございしますが、これは予算を縛るようになりましますので、はつきり書いてはございません

が、しかしそれらのことも将来ともこの法律が通りまして考えられるようになったか、操作できるようなことになったか、そういう点をちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○福井(勇)政府委員 答えたいと思います。御質問の僻地における学校が非常に教室等に特に不便を感じておることは私どもも認めるところであります。僻地に所在いたします学校の施設はきわめて狭隘であつて、貧弱であり、屋内体操場や音楽室、講堂の施設は皆無に近い状態であります。また僻地においては公民館、図書館等の社会教育施設の普及、充実は困難でございす。施設に恵まれぬ教育活動はど

を重ね、僻地教育振興のための役割を十分に果たし得る施設としての集會室をできる限りすみやかにすべての僻地学校に設置することができるよう、予算の獲得と充実ははかりたい希望でございす。

○伊藤(郷)委員 たいだいまの政務次官の御答弁によりまして、政府の意のあるところはよく了承いたしました。が、今後一層この面におけるところの予算の増強に御努力あらんことを切望してやみません。

増もしていただきまして、今日釧路の分校のごとき増員もしたにもかかわらず、第一回で定員をはるかにオーバーをしていてというよりなことになりまして、痛々当局の理解と同情は実つて来ているわけでございす。が、何といたしまして、あの広漠無限の北海道でございすので、また定員を増加しなければならぬ。それで根室原野とか、あるいは宗谷の奥地というところには、ただいま申しましたような老朽職員がまだたくさん残つてい

る、あるいは言われているところの豆教員と申しますか、高等学校を出てすぐ先生になつたものならば、まだいいのでございす。小学校を出て戦後すぐ教員に間に合せになつたという者が残つておりました。意気は盛んかもしれませんが、力が乏しくて、そういう人が日本の将来をなう原動力となる農山漁村の子弟を訓育するということは、まことに情ないことだと思ひのでございす。そこで第四條の二項の「都道府県は、必要に應じ、へき地学校に勤務する教員の養成施設を設けなければならない。」これは相当やつてくださった。予算の面においても今までも考えておられるのでございす。が、この点はさらに一段と御努力をしていただきたい。どうかして都道府県は僻地における教育の内容と、僻地でないその他の地域における教育の内容との間にバランスがとれるように、そのために一層教員の資質の向上であるとか、あるいはその配置、人事交流がスムーズに行き、僻地に行つたら、かえつて損をするのでなくて、むしろ得をするくらいに十分考慮を払つていただきたいと思ひますが、その点について政府

のお考えをあらためて福井政務次官から伺いたいと思ひます。

○福井(勇)政府委員 僻地学校の教員養成等についての考えはどうかという御質問の前に、伊藤委員の御指摘になつた北海道の西竹分校場その他における教員の問題について、文部省の稲田局長はいろいろ考慮いたしまして善処したつもりであります。これはその地方のみならず、全国的に文部省では手落ちなくやつておるつもりであります。

○伊藤(郷)委員 たいだいま稲田政府委員の御説明によりまして、事務という言葉の内容がわれ／＼の一部で心配しているようなものでないということがはつきりしたものでございしますが、あと第三条の一、二、三を見まして、いろいろ／＼うたれておりますが、われわれが僻地教育の振興の立法を考えましたときに一番大事に考えましたことは、あの恵まれぬ農山漁村の僻地にあつて、いわゆる支障と、職員室しかない、あと細い廊下があるという単級学校に何とかして集會室、あるいは屋内体操場と申しますか、そういうものを設けたいということだったのであります。そこそこがその僻地、辺地におけるところの文化の道場になり、公民館も兼ねられるのでありましようし、いろいろの行事もそこで行われる、また同結の慰安の中心になる、こういうふうになつておるのでございしますが、これは予算を縛るようになりましますので、はつきり書いてはございません

今日私の地元のことを申しては何でございす。が、北海道の新聞が参りまして、それを見ましたところ、これも偏向教育の事例に關係のあつた中標津町の武佐ではなく、別な地帯でございす。が、計根別という小学校の分校場の先生が七十二歳でございまして、非常に老朽で、弱くて出たり出なかつたりするといふので、生徒が登校をがえんじないで、非常に問題になりまして、中標津町の町長に訴えておるといふ問題があるのでございす。この西竹という分校場は千島から追われた人が定着しておるのでございまして、私が参りましたときには丸太棒を立てまして、熊笹を集めて屋根をふき、またそれを壁としております。去年の冬はどうであつたかといふことを聞きまして、いくら濃密に壁で囲つておりました。が、熊笹でございすから、そこから雪が入つて来まして、ふとんの前に雪が一尺もたまつたというふうな、まつたく恵まれぬ僻地なのでございす。稲田局長をはめるわけではございせんが、非常な御理解によりまして、北海道のことばかり申してどうかと思ひますが、学芸大学の定員

を重ね、僻地教育振興のための役割を十分に果たし得る施設としての集會室をできる限りすみやかにすべての僻地学校に設置することができるよう、予算の獲得と充実ははかりたい希望でございす。

○伊藤(郷)委員 たいだいまの政務次官の御答弁によりまして、政府の意のあるところはよく了承いたしました。が、今後一層この面におけるところの予算の増強に御努力あらんことを切望してやみません。

○伊藤(郷)委員 最後はこの法案の山

さうにお伺いしたいのであります。今度の予算は非常な御努力にかかわらず、金額が少い。従つて、私がお先ほど申し上げた通り、あまりこれを散漫にばらまくとほとんど空気に散ってしまう状態になるのではなかりうかとおそれるのであります。従つて、これは漸次予算がふえるといひましても、とりあえずは重点的にやつて行く以外道がなからうと思ふのであります。私どもが北海道の僻地の特にひどい二、三の単級の学校などを見てみますと、教材になるようなものは一つもなく、わずかに戦前の古い世界地図が一つ並んでいるというやうなところも実際にはあるのであります。従来文部省は義務教育費国庫負担法によつて教材費等も地方に配分さ

○**稲田政府委員** 教材費の点につきま
する国庫負担金の配分でございます
が、ただいま御指摘になりましたよ
うに、これは在籍児童、生徒の数を基準
としたしまして、一定の補正係数をか
けるといふ考慮をいたしております。
すなわち、百人以下の場合にはこれを
百人として計算いたしまして、一・九
という補正係数をそれにかけて計算す
るというふうな例で扱っておりますよ
うに、次第でございます。ただこの補正係
数をいかにかけるか、扱いをどういふ
うにするかというふうな点につきまし
ては、ただいま御注意のありましたよ
うに、今後十分研究すべき問題だと思
っております。

○**町村委員** なお、今伊藤委員から
御指摘がありました通り、地方の僻地

かばかりの手当を出したというくらいのことでは、いい先生が行つていただければ、けるものじやないと思う。昔はたとえば師範学校の卒業生の優秀な人を特に知事なり学務部長の考えによつてはまず僻地の學校に赴任してもらつて、それから漸次都會の學校に来てもらうといふようなことをやられた事例もあるように承知をいたしておるのであります。今はそういう点もなか／＼思うように行かないのでありますが、何らうかの方法で私は良教員がまず僻地の學校に喜んで、進んで赴任されるというような状態にならなければ、僻地教育の振興ということは言つておつてもこれは單なる口頭禪に終つてしまふのではないかと、こう思ひます。それは、さういふ点について文部省としては必ず良教員が僻地の學校に行つてもらえるようにな、何か自信のある方策というものがあるかどうか、あるとすれば、それをひとつどうやつて実行されるかといふことについて伺つておきたい。

○福井(男)政府委員　町村委員御指摘の、年はとつておるけれども、非常に優秀な先生の例といい、あるいは伊藤委員長が御指摘になつた七十二才の北海道の老年の非常によい先生の例といひ、いずれも私たちは十分検討しなければならぬ重要な問題だと思ふのであります。今後この法案の建前から申しまして、これらの点を十分考慮しなければならぬことは当然でございます。現在各県でも僻地に優良教員を派遣するようあつせんはしておりますが、十分これらも強調するように注意いたします。

なお僻地手当であるいは教員住宅、教員養成、こういうものが総合的にやは

も思えるわけでありませう。従つてこれらの問題を文部省としてはどういふふうに今後扱つて行こうというお考えか、この点を伺つておきたい。

○福井(勇)政府委員 戦後過渡的現象としてまだこういうような問題がいろいろと起つておることは私たちも承知しておるのではありませんが、御指摘のごときことも私はあろうかと存じます。これは各官庁とも総合的に関連があることでありますし、また人事院関係とも相当深い関連を持しますので、これらの御指摘の点については文部省としても十分考慮し、検討しなければならぬと考へております。

○町村委員 私のきよりの質問はこれで終ります。

○辻委員 坂田君。

○坂田(道)委員 今文部省から僻地教育振興法案が出されたことは、われわれとして非常にうれしく感じておる次第であります。われわれの満足するものでないことは伊藤委員も申しした通りであります。しかしとにかくわが国の教育におきまして従来取残されておつた僻地教育に目をつけれられて、その振興法を出されたことに対して非常にありがたく存じておる次第でございます。これを出します一つの根拠と申しますか、あるいは背景と申しますか、とにかく日本の地形から考えまして山間僻地が多く、非常に小さい学校が多いわけでありまして、一休日本でどれくらいかという小さい学校があるのか、何か資料がありましたらお示しを願ひたいと思ひます。

○稲田政府委員 この表はかなり詳細な表でございますので、お手元に別途差し上げたいと存じておりますけれども、

も、いわゆる僻地学校と称せられます学校は小学校といつては四千九百五十八校でありまして、それから中学校といつては二千二百校といふ勘定になつております。小学校四千九百五十八校のうちいわゆる本校と言われましますのが二千九百六十七校、分校が千八百六十校、季節分校が百三十一校であります。それから中学校の二千二百のうちに本校が一千四百一校、分校が六百二十六校、季節分校が七十五校、こういうような勘定でございます。

○坂田(道)委員 あるいはそういう資料を出し得ないかとも思ひます。けれども、その中で実際の僻地手当と申しますか、その対象となつておる学校、そういうものはわかりませうか。もし今わからなかつたならあとでもよろしゅうございませう。

○稲田政府委員 ただいま申し上げましたのが、僻地手当の關係におきまして調査いたしました学校数で、これはすべてでございます。

○坂田(道)委員 先ほど僻地の概念について町村委員から御質問がございまして、私も非常に同感なのでございませう。しかしながら与えられた予算を配分する場合において、その中でも最もひどいところに特に配分をしてもいいなればならないと思ひます。そのうち配分をしたからといつて、僻地の概念というものをそこにきづづけにされるということになると、われわれとして、またこの法案を出した趣旨からいって、非常に困ると思ひます。どういふふうにお考えであるか、その点を……

○稲田政府委員 御審議いただいております法案の第四條におきましては、府県において十分いろいろの調査を行つておきましては、文部大臣が必要なる調査を行つておきまして、この僻地教育に關しましては今後十分具体的事情を調査いたしまして、教育の機会均等を実現するためには、どういふ点をつかんでどういふ措置をしなければならぬか、ということをご十分検討いたしまして、実施いたしたいと考へております。

○坂田(道)委員 僻地教育に限りまして、昨年度の予算がどれくらいで、そして本年度の予算がどれくらいであるか、たとへば教職員の住宅についてはどういふふうになつておるか、そしてまた僻地手当の問題についてはどういふふうになつておるか、あるいはまた僻地の学校の学習指導その他の費用と申しますか、そういうものがどういふふうになつて来ておるか、ということについて明らかにしていただきたいと思ひます。

○福井(勇)政府委員 まず二十九年度における国の予算措置でございますが、特殊勤務手当の増額、これは義務教育費国庫負担の特殊勤務手当の積算の基準単価は、単級手当については昭和二十八年年度の三百四十円、複式手当については二百五十円が三百四十円に増し、僻地手当の単価も二十八年度の百八十円から九百円の幅がそれぞれ三分の一増となつて計上されております。それから僻地の教員宿舎のやはり予算措置の建設費につきましては、二十八年度とはほぼ同様な百二十二戸の建設を四分の一の国庫補助で実施す

るため、一千六十二万四千円が計上されております。また僻地学校の集會室については先ほど御説明申し上げましたが、二十九年度を初年度としておりますので、御指摘の二十八年度の方はございませうが、七千十三坪を一坪当たり二万七千七百円の単価で建築いたしまして、その二分の一を国庫補助にするために一億円を計上いたしております。この集會室の基準坪数その他については、目下鋭意検討中でございます。また僻地教員養成施設の運営費に對する補助といたしましては、二十九年度は前年に引續いて全国十一箇所の運営を目標に、二分の一の国庫補助で四百二十一万六千四百円が計上されておる次第でございます。

○坂田(道)委員 この第三條の二項にございませう「児童及び生徒の通學を容易にするため必要な措置」とあります。これはどういふことを意味しておるか、スクール・バスみたいなことを考へておられるのかどうか、そういうことについて……

○稲田政府委員 御指摘にありましたスクール・バスもその一つでございます。するし、また冬季期間の分校の設置あるいは寄宿舎の設置、あるいは道路とか船の施設、こういうようなものが考へられるわけでありませう。

○坂田(道)委員 それからその第三條の中でございませうが、第一項の第三のところで、「体育音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設」といふのはどういふような施設ですか。

○稲田政府委員 これは屋内体操場であり、兼ねて音楽室であり、あるいは集會室というふうなその建物を意味す

るのでございませう。

○坂田(道)委員 僻地というものは、一面において日本経済をゆたかにする、あるいは国土の開拓その他をすることともに、だん／＼なくなつて行く。文化というものが僻地まで及ぶようにして行く、たとえば電源開発等を行いますことによつて、従来とてもできなかったような施設、あるいは経済というものが結局僻地というものを解消して行く、またその方向に國としては進めて行かなければならないと思ひますけれども、しかしながらやはり日本のようなこういう僻地の多い國柄といたしましては、おのずとそこに限界があることと思ひますので、特に僻地というものを取上げてその教育ということにつきましましては、やはり國が定めました教育の機会均等という上からぜひとも取上げて行くべきものだと考へておられますので、今後とも文部省においていろいろの事情、その土地柄に應じた調査を行われて、そうして僻地の教育が振興されるようにお願いいたしまして、質問を終ることにいたします。

○辻委員 辻原弘市君。

○辻原委員 私質問は次会にさせていただきます。ただきたいと思ひますが、この問題はもうろん相当重要な問題であると同時に、いろいろの問題を含んでおり、範圍も広いと思ひますので、審議をスムーズに進めて行く關係で、この際文部省の方からできるだけの整備をして御提出を願ひたい、かように考へます。さしたつてこういう点についての資料を御整備願ひたいと思ひます。

第一は先ほど御説明でありました
が、現在人事院の所管であらうと思
いますが、僻地手当について指定地域が
設定されており、それを先ほど
の御説明のように、それ／＼の学校種
別、それから本校、分校の別にしてお
出し願いたい。同時にその人員のト
タル、これを資料としてお出し願いた
い。第二番目に、国が指定をしてお
ると同時に、各都道府県においてこの僻
地の取扱いはどうか／＼事前の
方法が行われていることを私は知つて
おります。これはこの振興法の中での
教員に対する僻地の優遇策上非常に参
考となる問題でございますから都道府
県が現在独自に地域を設定してある例
を、各都道府県別にひとつお出しを願
いたいと同時に、その場合に、各都道
府県のやつておる方法は区々でありま
すので、それを某県はどういうふう
な、たとえば地域につきましても、国
の設定してある二つの段階以外に、さ
らにこまかく段階を設け特別なそれ
に対する手当を出してあるような例もあ
りますし、あるいは全県一律に特別に
現在の、たとえば地域関係から申せば
ゼロ地域、こういうところの僻地手
当を加味してカバーしておるような例
もありまますので、そういうようなもの
をも含めてどういう取扱ひと方法、そ
れからどの程度の予算措置が講ぜられ
ておるか。予算措置については二十九
年度はわかりにくいと思ひますから、
これはわかる範圍の最近の例でつこ
うでございます。同時にこれらの方法
については、これは手当に限らずに
僻地優遇策というものをい／＼な形
でやつておる例もありまますから、それ

らの市町村がいわゆる僻地の振興策と
してつておる例、これは全部がわか
りにくければ、それを例としてひとつ
お出しを願いたい。その次に、これも
先ほど政務次官から御説明がありまし
たが、今日持つておる文部省の予算、
これは大別しますと三つにわかれてお
るのじやないかと思ひますけれども、
さらに実際の執行については非常にこ
まかい問題まで含んでおると思ひます
ので、これらはやはり総体的にわれ
れも把握したいと思ひますから、予算
をどういうように僻地振興に使われよ
うという計画をお持ちになつておる
か。これは資料の上で、たとえば教員
研修なら教員研修についてどれだけ、
教員養成についてどれだけ、あるいは
僻地教員住宅についてはどういうふう
な形でどれだけというふうな、できる
だけ細部までわかりやすいように、こ
の資料を整えて出していただきたい。
これが三つ目でございます。それから
四つ目に重要な問題としてまして、こ
れはあるいは文部省の出しておる教員統
計あたりに出ておるのじやないかと思
ひますけれども、抽出していただいて
もけつこうですが、僻地の現在指定さ
れておるもの、その中でいゝゆる学
級定員の状況がどういふことになつて
おるか。これは先ほど申し上げました
各府県別に出していただければ非常にわ
かりやすいと思ひます。それによつて
大よそ僻地という觀念が概括的にわか
るのじやないか、かように思ひますの
で、各府県別に、いゝゆる僻地のト
タルにおいての学級定員がどの程度に
なつておるか。以上の四つのものを、
できればこの次の審議の際までにお聞
に合せいただきたい。その上に立つて

御質問を申し上げたいと思ひます。
○稲田政府委員 たゞいまの最後の御
指摘の各級級別の人教の入りまし
た資料、これはなか／＼困難かと思
ひますが、御希望に近いものをできるだ
け考へて調製したいと思ひます。
○辻委員長 上程中の議題についてほ
かに御質疑ありませんか——それでは
長谷川峻君、小林信一君から緊急質問
の申出があります。これを許可するに
御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○辻委員長 御異議なしと認め、緊急
質問を許します。長谷川峻君。
○長谷川峻委員 私はけさの新聞を
読みまして、非常に暗い気持ちになつて
おるのですが、東京のまん中御茶の水
の元町小学校において、昨日二年生の
七つになる鏡子さんというお子さん
が、授業時間中に便所の中で絞殺され
て、しかもそれが暴行を受けておると
いうのです。わが文部委員会として
は、全国文部行政をい／＼検討して
いて、大事な予算その他を審議してお
るのですが、わ／＼がやろうとする
ところの根本は、わが国の教育がよく
なる、そしてまた子供たちがすく／＼
とりつぱに育つという点にかかつてお
ると思ふのであります。その新聞記
事をずっと拝見しますと、学校に來た
七つになるお子さんが、授業時間を満
了したあとで、休み時間とそのあと二
時間も教室に姿を現わさなかつた。そ
して偶然のようにお母さんがその近く
を賣物に行つたついでに学校を見る
と、自分の子供と同じ二年生の粗の生
徒が大勢遊んでゐるにかかわらず、自
分の子供がいなくなつたことからは、

から騒ぎが大きくなつて、屋上から地
下室まで探し、それでも見つからず、
だれが一番先に見つけたかといへば、
結局そのお母さんが便所の中に絞殺さ
れてゐるところの自分の子供を見つ
けた。こういう事件なのであります。こ
れは私、一般人事件というやうな問
題でなしに大きな文部行政の問題であ
り、さらにまた一つの大きな社会問題
ではないか、こう考へるのです。とい
うことは、まず問題といたしまして
は、その担当の先生が四十歳になる婦
人の先生であるということでありま
す。お子さんを持つておられる経験が
あるかないかはわかりませんけれど
も、教育経験においては四十歳なら相
当あるだらうと思ひます。ところが二
時間以上無断に教室を明けておるお子
さんについて何ら関心を払つていなかつ
たこと、しかもそのお子さんのお母
さんから注意されて、初めて騒ぎ出し
ておるといふこの事例、さらにもう一
つは、戦後東京の学校環境が非常に悪
くなつておる。どこにおいても職災を
受けたために、浮浪児がどし／＼学校
の中に寝とまりしておるところもあり
ますし、あるいはまた便所などは浮浪
児が共通に使つておるところも多々あ
る。こうした学校環境をそのまゝにし
ておることが、こういう犯罪事實を起
すやうな結果になつておるのじやない
か、こう思ふのであります。そこにお
いてこの際わが文部委員会といたしま
して、この大きな社会問題であること
ろの鏡子さんの死を通して、わが国の
教育者の自覚と申しますか、足りない
ものがあつたならば、これに足しても
らうといふところが一つと、さらにま
たこの学校環境の視察とか、そういう

実際の体験を通して、わが文部委員会
の審議なり、将来の予算の問題なり、
施設の問題について熱心になつていた
だきたい。文部当局だけでなく、われ
れもそういう共同の責任を感じて、
一生懸命やつてもらいたい。こう思
ふのであります。
そこで問題は二つにわかれますが、
一つは、文部当局がこういう問題につ
いてどういふお考えを持ち、どうい
ふうに教育者の良心的なものを呼び起
させて、これを契機として、大きな教
育行政の堅実なる発展に努められる御
意思があるかないかもう一つは、われ
れ文部委員会といたしまして、ただ
ちにもつてこういう事例を通じて、日
本の教育を具体的によくするといふ意
味からいたしまして、委員長から文部
委員の方々に諮りいたしたい、調査
団を派遣していただきたい。この二点
について私はお願いし、御質問申す次
第であります。
○福井(勇)政府委員 長谷川委員の御
指摘になりましたこの不慮の事件は、
文部省においても一番先にはやはり新
聞で承知いたしましたことが、非常に暗
い気持ちになりましたことはまづ同感
でございます。それからただいま本件
の内容については、警察においてその
取扱ひが開始されておりますが、文部
省といたしましては、御指摘のよう
になぜこういうふうになつたか、ある
いはまた現場の教員が二時間も注意を喚
起しなかつたかといふやうな事情、あ
るいはまた平生どういふふうな注意が
向けられておつたかといふやうなこと
については、所管の部局を通じて今調
査しておるのでございますが、いづれ
にいたしましても、これを偶発的な

のとして簡単に看過することはできないのでございます。長谷川委員の御指摘のような調査団は、文部省側といたしまして、これを派遣して調査されることを祈念するものでございませう。

○辻原委員 今申し述べられた問題は、われ／＼委員といたしましては、だれしも同感のところでありませうが、けさはどの新聞を見ますと、事件の概要と同時に田中次官の見解が発表されております。もちろん突然起つた問題でありませうが、あれだけの談話しか出なかつたこともわかるのでありませうけれども、あれではともかく当該教官なり学校管理上の責任を完全に追究するといふだけであつて、さらに大きな問題として——もちろんこれは児童管理の問題でありませうから、当該教官なり学校の責任は最も重要な点でありませうけれども、同時に私は最近の世相から考えますと、現在私が居住しておる付近の学校でも戦災学校の関係から学校建築その他、いろいろ／＼人が学校の中に出入りしておる。そういう面から考えましても、これはやはり全般的な問題としての、現在の社会情勢下における学校管理という問題について、当然文部省としても考えなくちゃならぬし、こういう問題が起つた際には、その起つた事件に対する直接の責任者の問題を上げると同時に、全般的な問題として、やはり何らかの見解をここに一言なかるべからずと私は感じたのです。そういう点についても、当該学校の責任と同時に、文部省は今日の学校環境の中において、この学校管理を現場においてどうやつて行くかという点については、十分考えてもらわなくちゃならぬ。その個々の先生の

児童管理に対する認識の度合いによつて問題が防げたり防げなかつたりするといふのは、父兄が子供を、特にあの時期の幼児を学校に通わすことに非常な不安感を持つことは当然だと思ひます。この事件が一つならばいいですが、新聞に出ておりましたように、最近三十数件にわたつて、いわゆる痴漢、暴漢の横行がひんびんとして起つておる。これはもちろん学校の子供ばかりではありませんでしたので、形式的には責任がないというお説もありませうけれども、こゝまでほうつておいたことについては、私はやはり一応の責任を文部省としてもお考えになつていただきたい。これは過ぎ去つたことではありませんので、申してもしょうがないと思ひますが、今後の問題として、今長谷川委員の方から御提案のあつたように、これは一つの大きな社会不安でありませうから、われ／＼もそういう大きな観点に立つて、こういう問題の起き方を取り上げて調査をし、爾後の対策を協議をするといふことになれば、これに對して安心感を与える大きな方法ともなるうかと存じますので、調査することには私はまったく同感でありませう。同時に、単にその問題の現象についてのみの責任を云々するといふことはなくして、今後の問題についてどう取扱うかといふことについては、われわれも意見を申し述べますけれども、文部省も検討の上、それに先立つてひとつ考えをまとめておいていただきたいといふことを、特に私はお願いを申し上げておきます。

○長谷川(義)委員 私の提案に対しまして、同僚委員からも賛成があつたことを非常に心強く思うのであります。ここに「泣いて語る父親」という新聞記事を見ますと、この父親は新聞記者でありまして、普通のPTAの中においては非常に良識を持った有力な方であらうと思ひますが、「死体が見つかつてから担任の先生になぜ早く探しにくれなかつたか」と詰め寄つたら、三十何人もの生徒の中で一人がいなくなつても……といふような言葉を漏らした。「さらにまた一校長も、事件が起つてから全然姿を見せず夜の十一時ごろになつて弁解にやつて来た。落しぬといふ一言は聞いても始まらないが、それすら言はず、いきなり校側にしたいと言ひ。私はお断りした。」といふことも言ひてゐるのであります。私は、この七つになる長女をなくした良識あるPTAの父親の気持ちを察しますと、この不幸を一つの契機として、日本の教育者がほんとうにしつかり自分の教えている子供たちの一切の責任と申しますか、すく／＼と伸びるような愛情を持った教育をされるような大きな発展ができたならば、さぞこの父親の気持ちも生きて来るのじやないか、さらにまたわれ／＼文部委員会といたしまして、文部行政について、予算の審議等いろいろありませうけれども、その根本はこういう道義的なもの、精神的なものが一番要求されてしかるべきじやないか、こういう意味合いにおいて、ぜひひとつ本日でもこの委員会が終了後、同僚委員諸君と一緒に私は元町小学校に行つて、昨日の当時の模様、その後の経過あるいはまた今後の対策、また学校施設、環境の悪さ、よき、そういうものをなほつきり視察して、われ／＼の委員会としまして

調査の報告をいたし、文部当局のこれに対する態度、あるいはまた将来の方針などをここに審議されたならば、私は将来の問題としてこれが新しいつばな実を結ぶようになるのじやないか、こう信ずるのであります。

○辻委員 長谷川委員の御提案、ものともしごとく存じますので、時を移さずひとつ実情を調査したいと存じます。その日時とかまた調査方法等詳細につきましては、後刻理事會を開きまして御相談を申して、さつそく移りたいと思ひます。小林信一君。

○小林(信)委員 私も同じようなお願いをするわけですが、従つて、本日はいろいろお伺ひしたいことは避けまして、要件だけ申し上げますと、本委員会におきましていつも問題になりますのは、大学の研究室の施設あるいは研究費等の問題でございます。これは、当局も非常に御心配になるとはおつしやるのですが、実際の当事者から意見を聞きましても、物足りない御不満がしつちゅう来るわけでありませう。そこで、この研究室あるいは研究機関が目下当面しておられます一番大きな問題は、過日ビギニ環礁で行われました水爆実験の問題でございますが、これはわれ／＼日本国民に大きな恐怖を与えておるばかりでなく、実に世界的な不安として問題が提出されておるわけでありませう。これに接觸しておられますわが国の研究員が、これに對して十分な活躍ができるかできないかといふことは、これは世界的な責任も感ずるわけでありまして、この点さういつた事情に置かれております大学の研究室あるいは病院等が完全な措置ができるように、当局として考慮しなければならぬ

のであります。とにかく最近の事例をあげてみますと、福竜丸の問題は申し上げるまでもなく、どこにその放射能を含んだ雨が降つたとか、灰が降つたとか、あるいはそこを航行した船もさういふようなものを持つておるとか、あるいは今後そこは航海できないとかいふようなもの／＼な点から不安を与へるものでありまして、こういう点につきまして十分な研究がなされるようにすることがこの際一番大事だと思ひますのでございませう。私はつまらない例をあげるわけでありませうが、きのう私のところにお客さんが参りまして、昼食を用意するために、すし屋に参りまして注文いたしましたら、まぐろは避けませうか、避けませうか、こういうことを向うから聞かれた。そういうことを言われれば、当然まぐろは出さないう方がいゝといふことで、まぐろはつくらぬでございといふような、日常の小さなところまでこの問題は大きく発展してゐるわけなんです。従ひまして、この際さういふ研究を容易ならしめる点につきまして、私は当局の御努力をお願いしたいのです。

そこで最近問題になつておりますことは、この福竜丸は当初文部省において買上げをするといふふうなことが新聞に見えたのですが、それが厚生省の方で買上げるとか何とかいふ話になつております。これらも買ひ上げて大いに研究されるようなところが、どういふ関係で文部省は買ひ上げなかつたのか。それからこれは福田局長だと思ひましたが、一千万円くらいの金は用意して、大学の病院の治療は完全ならしめる、さういふふうなお話もあつたの

ですが、これは実際できておるかどうか。厚生省の方では一人十五万円ずつ出して云々という話があるのです。が、そういうものではたして完全な治療ができてくるのか、あるいは同時に研究ができてくるのか。さらに大きい問題は、こうした研究に対する東大の発表というものが自由にされず、何か統一した機関から発表されて、東大の学生たちも大分不満なようですが、こういうようなことでは研究欲も十分出て来ないということになるわけですが、これらに対してその一端をお伺いするわけですが、どういうふうに御処置なさっておるか。

それからお願いしたいことは、当局にお話し申し上げても問題が解決しないのですが、やはりわれわれは事を大に研究という面ではあれ、一番大きな責任を持つておるわけですから、そういう点では十分責任を果したいという点から、学者あるいは当事者等からいろいろと御意見を聴取したい、あるいはできるならば実地の調査をしたい、そして世界的な問題に対して早く不安を解消するよう責任を私たちが果したいと思うのですが、そういう意味から委員長に、同じようにこれらに対する今後の調査研究というふうな機会を与えていただくように、御配慮をお願いしたいわけです。

○福井(勇)政府委員 小林委員御指摘の、大学の研究費が非常に——特に大学の研究費のうち多くを希望されるのは、科学研究費がパーセンテージにして一番大きいのでありますが、この点については、明治、大正、昭和を通じて、政界において科学に対する認識が

足らなかつたために、非常に残念な経過をたどつておると私たちは考えております。またところ、第五次吉田内閣はこれらの点について非常に考慮を払い、相対的増額を認め、この点については各位の御協賛を得ておりますことは非常に幸ひであります。ただこれも足りませんことは、小林委員御指摘の通りであります。今後この点については十分注意いたしたいと存じます。

なお原爆被害の委員会というようになものに対しての御質問については、これは厚生省所管になつておりまして、広島及び長崎の原爆の特に人体に及ぼした影響に対する調査並びに今後の保健対策というふうなものを中心として、厚生省所管にこれを置くというこ

となつておるものであります。福龍丸の件について患者の病状の発表が、何か文部省か、あるいは内閣の方面からか圧力でもあつて、その発表を遅らせたというのとされる新聞の記事もあり、小林委員もそれに近い御発言のようでございますが、これは文部省やあるいは政府の方で何ら申してはおりません。大学の先生方自体が患者に対して非常に心配の考慮から、申し合せて自発的にやつておられることでありますので、これはお聞きくださいればわかることでございます。

最後に最も重要なことは、これに關して福龍丸の被害はもちろん、原子力の問題を御提議になつておられますが、この問題について御答弁申し上げます。数時間を要することになりますので(笑)簡単に申し上げますと、平和産業の面と、あるいは軍事方面に使つてはいけないというふうな面と、

今後原子力産業利用審議会というものを政府につくり、御協賛を願つております。原子核研究所並びに原子炉の設置に關するその予備調査等の各予算的の配分等は、今せつかく学者並びにその筋の協力を得て進められている過程にございまして、いづれ近いうちにはこまかく御報告を申し上げることができると存じます。

○野原委員 ビキニの灰についての小林委員の御質問に私は関連して二、三お尋ねをしたいと思つております。三、事務次官の御答弁を聞いておりますと、これらのいわゆる死の灰と呼ばれるものの研究ないしは調査に相當の心を持ち、努力もされておるようでございますので、あえてここでお尋ねいたしますのでありますが、あのビキニの灰の問題があらわれてから、全国各地府県にビキニの雨と呼ばれるものがどこどこに降つたというのを御調査になつておられますか。社会党右派の松前氏の報告によりますと、これは新潟、北海道にもあるわけでございますが、今日あちらこちらでビキニの雨が降つておるというのを私も新聞で見るとございまして、文部省はどういう御調査をされておるか、その点をまずお伺いしたい。

○福井(勇)政府委員 これはガイガー計数器による調査よりほかに方法がないのでありますが、ただいまこういう突発的な問題につきまして、文部省において全国に配付するといふ計数器の処置ができておる。またこれを製造するところは、現在日本においては科研しかございません。こういうことが起つてから、非常に速度を上げてつくつておるようでありまして、

その所要の百分の一にも達しない状況に現在でございます。これらは各省とも協議して、このガイガー計数器の生産を上げておる。全国的にあるいは海岸、あるいはまた漁業に出るこれらの船などにもすえつけなければならぬ。というふうな状態にございまして、文部省として単独に全国に配付してこれを調査するといふところまで、遺憾ながらまだ行つておりません。しかし松

前君がこれを発表いたしましたことにつきましては、これは同君の計数器による実験物理学上におけるデータではございまして、これは同君の第六感と申しますか、自分の持つてゐる電氣物理學上から出したところの勘である程度言つておるものと私は感じます。私の知る範圍では、同君はガイガー計数器を標準には持つて行つたようでありまして、ほかの方面にこれを持つて、學者を連れて行脚して調査したということはおそらくないだろうと想像いたします。しかし間違つておれば訂正いたします。それにつきましては最近いろいろの學識がございまして、ビキニの灰があるカウントを現わしておるということについては、大体アメリカも認めておるようでありまして、従来でもあるいは宇宙線の中にある程度のものが現われておるのではなからうか。あるいは今度の実験以外にソ連からも来ておるのではないかと、いうことを松前君が言つておられますが、そういうようなことを新聞で知りまして、私は中

共地区あるいはヨーロッパにおける、今ちよつと忘れましたが、数回における水素原子核分裂の反応が行われたといふその前後を通じてみますと、あるいは日本にも今までは知らぬおつた

けれども、影響のない程度の放射能が全世界に分布されておるのではなからうか、こういうように科学技術者は申しておりますので、私たちもそういうふうな予想しておるわけでありまして、野原委員御指摘の通り、文部省担当の所管事項としては今後注意いたしたいと存じております。

○野原委員 実はビキニの灰とか雨についての學説を私はお尋ねしておるわけではございませんので、今日ビキニの雨が現実に降つておるわけですが、これもそのビキニの雨はこの前の日曜日に關西地方一帯に降つております。これは大阪市の西脇教授がこの道の權威者でございまして、この方が先週の日曜日の雨を調査した結果、非常に驚くべき報告をされておるのです。その報告によりますと、まづその問題がずいぶん騒々しくなつておる。それ、この雨が野菜にかかりまして、それが人体に与える影響はかり知ることのできないものがあると發表しておる。このために実はビキニの被爆がございまして、今日各都道府県、全国民が非常な不安と恐怖におののいておるわけですが、私は宇宙に何やら知らぬことがあるとかないとかいうことであれば問題にもいたしませんけれども、はたしてこれは心配しないでもないものか。目に見えない恐るべき放射能の力で私どもの人体がむしばまれて行く、こういうことになりまして、これはもう実に今日日本の直面しておる最も大きな問題——これは日本だけの問題ではなしに、世界人類の問題であると思つて、政務次官が御答へになられるように、今日の文部省当局は、あるいは吉

田内閣と申しましようか、政府はビキニの問題を真剣に考えていない、私ははつきり申しますが、一体どういふ研究調査をされておるのか。そういうものに對する具体的な対策があるならばお聞かせ願ひたい。

○福井(男)政府委員 野原委員の御指摘問題については、まさに世界的の問題でありまして、これらの問題は今日米ソ原子力管理の問題として、ことし米大統領が年頭教書にもこの問題を一番大きな問題として扱つておられますし、あるいはダレス・ザルビン会談におきましても、原子力の問題を大きく取扱つておられます。従つてわが日本において灰が降つたことから、日本人としては広島、長崎に最初の洗礼を受け、今また被害を受けたということについて、日本こそこの問題を最も重要視しなければならぬ、また重大な手当をしなければならぬといふところに來ておるものと私は思つております。聞きますれば日本だけではなく、アメリカにも原子灰が降つたといふことが証明されております。しかしそれじや日本国内に對してどういふ処置をしておるかというやうな問題につきましても、現在學術會議においてこの問題を、研究者と連絡し、その研究費についてはいづれ皆様のところに御協賛を願うやうになるだらうと思ひますが、現在學術會議における専門家たちは、懸命にこれらのことに取組んでおる状態でございます。これは私が申し上げるまでもなく、この原子力の問題は國際管理というところが起つておりますが、これはまづたくわれく人々が初めて新しい世界に突入したと思われような大問題であります。

が、それを日本においては比較的原子灰が降つてからよりやく気がついて、それかららびつくりしてやつたというやうなわけは見えず。これは科学に無知な人が日本に多い、政界にはそういう人はないと思ひますが、そういう關係から私たちが科学技術者が数十年前から、この問題を非常な血をばく思ひで訴えておつても、科学研究費を國會が終戦後なかに協賛しなかつた。社会党内閣のころにおいても、あるいはその後引續いてこれが認識がなかつたといふことも残念でございますが、現在各党とも深まつたことを私は仕合せに思つております。原子力の問題をこれからひとつ解決してもらひたいと思つております。

○野原委員 福井さん、私の質問に率直にお答えいただきたい。私は政府は強力な具体策を立ててビキニ被爆の調査研究に當らなければいけないといふことを指摘しておるわけ、それに対するあなたの御答弁は、學術會議がやつておるからそこにまかしてあるのだ、こういうやうなことでございすが、そういういたしますと、まづたくの無為無策、何らこの問題については手を下してないし、やつてない、こういうふうな受取つてよろしうございすか。

○福井(男)政府委員 それは御指摘の点については間違つております。実はこの問題が起りましたから、社会党の各派においても原子力問題の委員會がございまして、また各党でも、参議院においてもできたことを承知しておりますが、それらの方々の御意見をずつと総合いたしまして、昨日原子力利用審議會の下打合せを経済審議院において

持ちました。各省、各党の意見を総合的に取上げ、そして明日その荒ごなしした案のもとに、今名称は原子力の利用審議會といたしておりますが、その内容には今御指摘の問題も含めて、そして早急に対策を講ずるために、明日の午後一時にまたこの會合を持つことにいたしました。これには學術會議の議長もまた原子力研究の學術會議の三十九委員會の権威者もみな加わつておりますし、厚生省もそれらの關係官庁全部加わつて善処しておるつもりでございます。

○小林(信)委員 私の質問はきようはほんとうに荒筋だけでよかつたわけですが、しかしそれすらも、どうも御自分の學識の豊富なところを御説明になつて、要點といふものがなかつたわけです。(「ひがむな」と呼ぶ者あり)ひがむなわけじやないです。福龍丸を文部省が買つたと言つたけれども買つたかつた、その理由を私はお聞きしたのですが、厚生省が厚生省がと言つて、大分この問題では厚生省の方が主役のやうなお話になつてしまつたんですが、私の要求するところは、やはり厚生省が考えることも、あるいは外務省がやることも、問題はその根本として文部省の管轄するところの學術研究というものの、これが一番の大事な点になると思ふのですが、そういう点をばつきり文部省が確認されればそういう問題に對しても何らかの考へがあつたし、あるいはたといふのが厚生省に買われ、研究に對しては文部省とし、買つても何らか今後それに関与することができるとかなんとかそういうふうなこともありやうなものです、そこら辺がはつきりなかつたのですが、その

点をも少し伺ひたいと思ひます。○福井(男)政府委員 たいへん失礼いたしました。この船の処置は、私もその相談に乗つておりまして、文部省が買うことに決定しております。そうして保管方法は、文部省だけではできませんので、その場所の所屬しておるところの適當の警察等、あるいはそれに類する人たちに相談して保管する、そういうふうにして研究の資料にしたいと思つております。

○小林(信)委員 ついでにその点だけ承つておきますが、大分地元では早く処置してくれ、早く処置してくれと言つておるようですが、買うという決定だけで、何らそれに対する処置がないのですが、それに対する見通しがすぐつくやうな状態になつておるか、もう少しその点を伺ひたい。

○福井(男)政府委員 その過程を詳細に申し上げまします。(「簡單々々」と呼ぶ者あり)目下地元と折衝中でございます。

○小林(信)委員 折衝中ということはお伺ひしたのですが、さらにこの問題については、次官は非常に御研究になつておるやうですが、しかしどうもほんとうに責任を持つておやりになるやうな御意図が見えないのです。たとえばこの新聞等を見ますと広島原爆の被害が九年後なおその障害が残るといふやうな血液學會で發表したものがございしますが、こういうふうな事実もあつて、行政官としては対処されることとが一番大事なので、そういう点からすれば、この問題も恒久的な一つの施策にしなければならぬわけですが、ところがこの広島原爆なんかに對すると

ころのいろ／＼な資料等は、研究はしたわけなんです、今新聞等でもつて伺ひますと、日本の學會に残つていないとか、それが今度の水爆なんかの診療について利用できないといふことも聞いておるのですが、その点、次官はどういうふうにお聞きになつておりますか。

○福井(男)政府委員 今の船の処置については、どういふやうに処置するかといふことはいろ／＼研究されたのでありますが、その過程においては焼いてしまふとか、あるいは研究の後は地下深くすく埋めてしまふとか、洗つてこれを検査して、あとは何らの影響を及ぼさぬものなら、また使えとか、大体この三通りで――あと二つ、三つそのほかに出ていたやうであります、そういういふやうな過程もございしましたが、文部省は研究の資料として当分はこれを當てなければならぬといふやうに、御指摘の通りに考へております。それから科學研究の成果を――科學に關係のない方は、すぐ何年何月にこの研究を仕遂げなければならぬといふやうな考へがよくありがちなことであるやうですが、科學研究といふものは、實際さういふやうな編成については、いつも科學者は困り抜くのであります。従つて広島の問題なども九年たつておりますが、前の資料が今どうなつておるか、これはすぐ調査させていただきますが、その時間をいただきたいと思ひますが、そういうのは引續きまた研究しなければならぬ問題だと考へております。

○小林(信)委員 広島の問題で、今御答弁の中で重要な点を忘れられたので

すが、今度の水爆の被害についていろいろ学者が研究なさるのに、広島、長崎の原爆についていろいろ研究資料等は、この際役立てなければならぬのに、それが今日日本にないというふうなことを学者が漏らしておるのですが、そういう点について、今どうなつてゐるか、あなたの御承知になつておることを私はお伺いしたい。ということ

は、せつかく世界に初めての犠牲を受けて、モルモットになつたとかいうようなことまで言つてゐるような、そういう重大な過程を経て来ているわけですから、それが今また再び第二の試験を受けてゐる。その際それが役立たないといふことはわれわれとしてまことに嘆かわしいことであるし、また世界的に考へても遺憾な点だと思ひます。そういうことが事実あつたのかどうかというよりも、今後こういう問題は日本

の研究としてその完成をさせるべく、当局としてはこれに協力しなければならぬわけですが、そういう点について次官にお伺いするわけですが、

○福井(男)政府委員 当時の研究の何はアメリカの所管になつておりました様子でございまして、その資料が向うに行つてゐるものと推測される節があるわけですが、そういうことを学者が発表したいとしたら残念なことでありまして、至急よく調査してその資料になるように努力したいと思ひます。ただ広島におけるウランウムの二三五の被害と現在のハイドロゲンからヘリウムにかゝるといふような水素の状態とは、まるきり違ふといふことをアメリカの方では言つております。これらも原爆を爆発させた後に人体に及ぼす影響をすぐ考へて行く

というよりなことは、まるで科学の飛躍がはげしいものでありますからなかなか向うでもそういうふうなことはなかつたと思ひますが、日本としてはそういうことについては被害がごく多かつたことであるから、研究を続けなければいかぬと存じております。

○小林(信)委員 これは御答弁に対して云々ということではなくて、次官はその地位にあつて、しかもこの重大な問題に対して善処しなければならぬ立場から私は忠告申し上げるのです。元素の名前や数字等をおつしやるのですが、私はそれよりも大事なことは、それが日本にあるかないか明白にしてお答えしますというふうな、そういう無責任なことではなくて、次官等が、そういうことに対してまことに遺憾である、それがないことが今日いかに日本の學術研究に障害を起しているかということ

を、いち早く次官あたりの御意見として出されるようなところに、日本の學術研究の発展がある、これに従事する人たちの意欲が旺盛になるわけですが、お知りになつてゐることは敬服にたえないのですが、大事な次官の責任といふものについて明白にされておらぬことはまことに遺憾なわけですが、この重大問題に出あつて、次官として非常に御研究の深いことは私たちとしても幸甚だと思ひますが、問題は博識といふことではなくて、次官の責任といふことを強くお持ちになつていただくことが大事だと思ひます。そういう点を希望申し上げまして、委員長にこの問題を取扱つていただくことを御配慮願ひたいと思ひます。

○辻委員長 松平君。○松平委員 今の点でちよつとお伺い

したいのですが、アメリカが日本へ進駐して来た九月三日だつたかと思ひますけれども、その数日後に日本の原子力の研究について向うから参りまして、饒根博士その他が尋問にあつて、当時の研究した日本の資料は全部アメリカ側に取られてしまつた。それからその後の日本の原子力の研究はアメリカの指示がなくてはやつてはいかぬ、こういう指示があつたわけですが、そのとき研究資料として向うにとられたものは、その後文部省なり大学なりでこれを返還されてゐるかどうか、その点をお伺いしたい。

○福井(男)政府委員 御指摘のごとくボツダム宣言受諾によりまして原子力の研究は禁止されて、そのまゝに講和条約まではなつておりましたが、今日ではもつとつております。それで資料につきましましては、饒根博士はパークレ大学で――当時研究の中心であつた仁科さんがなくなり、饒根博士は今向うに行つておりますが、当時の資料は別に文部省に返還しておるといふ状態ではございせん。現在饒根博士がやつておられる研究資料は、当時の資料よりもなお高い検討を加えられておりますので、参考にはなりますが、現段階では御本人自体がもう少し高い資料を持つておられるものと期待し、それで私はこの人たちの検討を海外で続けてもらへばいい、こう思つております。

○松平委員 その資料が現在はいまだ役に立たぬといふようなことであるわけですが、結局私は學術研究の問題といふのは、ボツダム宣言、その後における講和条約等によつて、少くともアメリカの支配、事実上の拘束を

受けないといふ建前でないといかぬわけですが、従つてその点については、當時占領後持つていた資料といふものは、大学としても文部省としてもその返還を要求するのが当然であると思ひます。従つてたゞいまの小林君の質問も、そういう意味のことを含んでおつ

と思ひますが、それに対する文部省側の態度が若干弱い、遠慮がちであつた。小林君の質問の内容がそういう意味であつたと私は受取つておるわけなんです、今度の問題に

関連しても、新聞等の報ずるアメリカ側の学者の発表の態度なり、アメリカ側の当局者の言動といふものが、相

○福井(男)政府委員 非常に大きい問題でありますので、予算委員会において総理あるいは副総理から答弁させてもらつた方がいいと思ひますが、なお研究の資料のことについては私お答えしておきたいと思ひます。おそらく当時の資料は民間の研究機関から向うが取上げて行つたものが多いのじやないかと予想しておりますが、官立の施設から持つて行つたといふようなものについては、今まだちよつと私の方の耳

に入つておりません。民間の方から持つて行つたものも、學術研究の資料とすればこれは当然返還さなければいかぬといふのは同感でございします。これについては、小林委員等の御指摘のよう

○松平委員 次官が答弁がでないといふ大きな問題ださうでありますので、これは後刻に譲りたいと思ひます。

もう一つ伺つておきたいのは、当時ウランウムの資料をアメリカが大量に集め、ウランウムの採掘についても事実上禁止の命令が出ておるうちに私は聞いておるわけでありまして、これらの禁止命令といふものは講和と同時に当然効力を失つておると思ひます。そこでウランウムについての資料並びに日本におけるウランウムの採掘等については現在はどういうふうになつておりますか。

○福井(男)政府委員 私が答弁しますと、少ししやいになり過ぎるといつても、少しおしかりを受けるような気がするので、気が引けてしまつてよう言えませんが、この問題になりますと、どうしても三分間で、それはこうとか、どうでございましてと言へませんので、ちよつとその点は各委員からお許しを願つて答弁させていただきたいと思ひます。よろしゅうございしますか――このウランウムの問題につきましましては、世界各國ともむろん注目しております。通し、新しき世代の原子動力としての基礎はウランウム二三八、二三五、二三四にありますが、これを日本で採掘することができ、あるいはあるといふ説が終戦後相当ありましたけれど

も、実際はそう期待するものはありません。現在山口県とか、あるいは岐阜県あたりに、その調査、あるいは当時探掘した痕跡はありまするが、各県にそれ／＼という鉱脈でという種類のものに含まれておるかという調査資料は、學術會議にもありますし、私もいま一時間を予定してくだされば、国内における詳細な資料を持ちましておりますから、この点はいつでも御参考に供することができます。

○辻委員長 小林君にお答え申し上げます。先ほど小林君から福竜丸事件に關連して、學術研究の見地から文部委員會においても独自の見解で調査に当れという御提案でありまするが、きわめて重要な意義を含んでおりますので、後ほどの理事會におきましてとくと御相談申し上げまして善処いたしたいと思ひます。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時六分散會